規則等の名称	児童福祉法施行細則の一部を改正する規則
根拠法令	児童福祉法施行細則(昭和 44 年徳島県規則第 30 号)
趣	「マイナンバー制度及びマイナンバーカードに関する政策パッケージ」(令和5年8月8日マイナンバー情報総点検本部)において、個人番号の紐付け誤りの再発防止の仕組みづくりの一環として、各種制度の申請者に個人番号の記載を求める旨を明確化する省令改正を行うこととされたことを踏まえ、関連する規則等について所要の改正が行われた。 これにより、施行規則第10条第1項に規定する療育の給付に関する申請について、個人番号等を記載事項に含む申請書の提出により申請を行うことが明記されたことから、児童福祉法施行細則について、所要の改正を行うもの。
概要	様式第 15 号及び様式第 16 号を改める (個人番号欄の追加、項目表記の修正、注としての記載の追加等)
施 行 日	令和6年3月19日
県民意見等を募集 しなかった理由	児童福祉法施行規則等の一部を改正する内閣府令(令和5年内閣府令第71号)の公布により、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う規則等である。
その他参考事項	